

公金取扱いにおける私人委託制度の見直しに当たっての論点

公金取扱いにおける私人委託制度の見直しに当たっての論点

私人委託制度と指定代理納付者制度（指定納付受託者制度）との関係

- 私人委託制度と指定代理納付者制度（指定納付受託者制度）との関係をどのように整理するか。

【私人委託制度】

- ・ 私人委託制度は、現金による収納を想定し、受託者が収納をした時点において納入義務者による納付の効果が及ぶものとされており、その時点において、例えば、納税証明書等の地方公共団体の収入の完納を証する証明書の発行等を行うことができる。
- ・ 一方、クレジットカードサービスやスマートフォンアプリ決済サービスは、その利用をした時点より以降において、サービス利用者→決済サービス事業者→店舗等へ支払が行われているほか、一般的なクレジットカード利用規約においては、サービス利用者が決済サービス事業者に支払をするまで購入した商品の所有権が決済サービス事業者に留保される等の運用がされている。
- ・ このような一般的なクレジットカード等の決済サービスの現状と、地方公共団体の歳入を確実に担保する観点を踏まえると、地方公共団体の公金の納付の方法として納入義務者がクレジットカード等の決済サービスを利用する場合、私人委託制度の一般的な納付の効果と同様に、クレジットカードサービス等の決済サービスを利用した時点において直ちに納付がされたものと取り扱うことはできるのか、決済サービス事業者が地方公共団体へ納付をした時点において納入義務者による納付があったものと取り扱うことが妥当ではないか。

【指定代理納付者制度（指定納付受託者制度）】

- 一方、指定代理納付者制度（指定納付受託者制度）は、指定代理納付者（指定納付受託者）から地方公共団体に対して納付があったとき、納入義務者から指定代理納付者等に対して納付の委託があった時に遡及して納付の効果が及ぶこととされていることから、指定代理納付者等からの納付があるまでの間、地方公共団体に対する完納を証する納税証明書の発行等を行うことはできない（指定納付受託者からの地方公共団体への納付があれば、納付の委託を行った日を納付日とする納税証明書の発行等を行うことができる。）。
 - 仮に、納入義務者から指定代理納付者等に対して納付の委託があった時点で即時に納付の効果を及ぼすためには、後納における未納等のリスクをあらかじめ制度上・運用上担保しておく必要があるが、一般的な決済サービスの取引のスキーム等を踏まえると、そのような担保措置は困難ではないか。
- 以上のとおり、それぞれの制度において法的構成が異なり、特に、納入義務者からの地方公共団体に対する納付の効果を及ぼす時点の取扱いについて、それぞれにメリット・デメリットがあることから、これらの制度に関する見直しについては切り分けて整理していくべきではないか。

私人委託制度と指定金融機関制度との関係

- 指定金融機関制度は、法令上の明確な位置付けはないものの、制度の見直しの経緯や国における国庫金制度を踏まえると、預金制度であることを前提としているものであり、その上で、公金全般の取扱いの責任・役割を会計管理者から分任を受けて行っていることは明らかであるため、単に公金の収入・支出の事務のみを委託する私人委託制度とは切り分けて整理をしていくべきではないか。
- 一方で、指定金融機関制度が創設された昭和38年から、全国銀行データ通信システム（全銀システム）が昭和48年に稼働し、金融機関間の個別コルレス契約が不要となり、我が国のほとんどの金融機関が全銀システムと連携している等の内国為替制度の運用が変遷されてきていること等から、口座振込等の制度化を検討していくべきか。その場合、どのような方法をとれば地方公共団体の事務の合理化や、金融機関の負担軽減につながるか。